

お願い

秩父広域市町村圏組合と契約締結する建設工事の施工に当たっては、次の事項に留意してください。

1 契約書について

契約書は、**図面は封筒に入れなくて折りたたんで必ず袋綴じ**にしてください。

綴じ方は、

**契約書 → 再資源化等に関する法律第13条に基づく書面(書面のない場合あり) → 約款
→ 仕様書 → 図面**

※再資源化等に関する法律第13条に基づく書面について、特記仕様書に様式が添付されている場合は、様式を印刷して上記の順で綴じてください。なお、様式が添付されていて対象が無い場合においても「0円」と記入し、上記の順で綴じてください。

2 建設業退職金共済証紙について

1件当たりの請負契約が600万円以上の工事については、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を契約の日から1カ月以内に提出し、工事現場には、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識の掲示を的確に実施してください。

なお、工事完成後は「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」を提出してください。

3 元請・下請関係の合理化について

[1] 一括下請及び不必要な重層下請は行わない。

[2] 下請契約に際しては、「建設工事標準下請負契約約款」により締結し、これにより難しい特別な事情のある場合でも、少なくとも工事名、工事場所、工期、請負代金並びに請負代金の支払時期及び方法を明記した文書により契約するようにしてください。

[3] 下請契約を締結したときは、「下請負人通知書」を提出してください。

4 労働災害の防止について

建設工事を取り巻く状況は、災害発生の危険性が高く、ひとたび災害が発生すると、法的、社会的に責任を問われるケースが多いので、労働安全衛生法等の関係法令を遵守され、労働災害の防止に努めてください。

5 過積載の禁止について

工食用建設資材等の運搬については、関係法令等を遵守するとともに、過積載を行わないようにし、交通事故防止に努めてください。

また、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等加入者の使用に努めてください。

6 不正軽油使用の禁止について

工事現場において、不正軽油は使用しないでください。

7 環境への配慮について

公共工事の施工に際しては、環境への影響を最小限に抑えるため、公害等の防止に配慮した低公害型の車両や建設機械を使用し、資源エネルギーの抑制に努め、工事中の周辺環境への影響を極力少なくするよう努めてください。

8 労務単価について

公共工事の積算に用いる労務単価は、農林水産省及び国土交通省が公共事業労務費調査の結果を基に決定しています。この点に十分留意し、労働者の適切な雇用・労働条件を確保するため適正な賃金の支払いに努めてください。

なお、労務単価については、埼玉県ホームページの土木工事設計単価表で確認してください。

9 下請業者への発注について

下請負業者へ発注する場合は、圏域内の経済活性化を踏まえて、出来る限り圏域内に本店、支店又は営業所を有する業者への発注をお願いします。

10 監督員への提出書類について別紙、「監督員への提出書類等一覧表」を参照してください。

コリンズ又はテクリスへの登録について

本組合においては、工事实績情報システム(コリンズ)又は業務実績情報システム(テクリス)登録を次のとおり義務づけします。

1 登録対象工事

工事实績の場合:1契約あたりの請負金額が、500万円(税込み)以上の工事業務実績の場合:1契約あたりの請負金額が、100万円(税込み)以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務並びに補償コンサルタント業務(建築関係業務を除く)

2 登録手続き

登録の対象となる工事や業務を請け負った場合は、「登録(または訂正)のための確認のお願い」を作成し、監督員の承諾を受けた後、コリンズ・テクリスセンターに登録申請を行ってください。

また、申請登録後に同センターが発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出してください。

<コリンズ又はテクリス登録についてのお問い合わせ先>

〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20(アカサカセブンスアヴェニュービル 4階)

コリンズ・テクリスセンター

TEL 03-3505-0463 FAX 03-3505-8985 (コリンズ)

TEL 03-3505-0440 FAX 03-3505-2665 (テクリス)

3 登録の時期

■工事实績の場合

① 受注登録

工事を受注した時に行う登録です。

② 変更登録

受注した工事に、工期変更、配置技術者変更、請負金額変更等があった場合に行う登録です。

③ 竣工登録

工事が竣工した後に行う登録で、完成した工事の実績として評価されます。

■業務実績の場合

① 契約登録

業務を受注した時に行う登録です。

② 変更登録

受注した業務に、工期変更、配置技術者変更、請負金額変更等があった場合に行う登録です。

③ 完了登録

業務が完了した後に行う登録で、完了した業務の実績として評価されます。